



もはや憧れのポストではない 判例が作り上げた 「取締役の責任」の厳格化

鳥飼総合法律事務所
 弁護士 鳥飼重和

「10年、一昔」という言葉がある。

企業法務における最近の10年間を考えると、この言葉が実感として分かる。企業内における企業法務の位置付けが決定的に変わってしまったからである。上場企業では、まっとうな企業であれば、法務部門・コンプライアンス部門は、10年前と比べられないくらいに重要な部門として認知されている。そうであっても、今後の10年間を考えると、現在の上場企業における法務部門・コンプライアンス部門の重要性の認知度は低きに失する。

現在は混乱期であるが、日本が経済繁栄を維持・発展することを望むのであれば、現在以上にグローバルなルールを受け入れる必要があるが、そのためには、現在以上に、法の支配を強化する必然性がある。グローバルなルールにおいて信頼される裏付けの基本は法律だからである。現状の日本では、このグローバルなルールを受け入れるために従来の経営常識ないし法律常識の変革を迫られているが、それが一種の開国論であることへの反発が表面化し、ブルドックス事件に象徴される攘夷論が吹き荒れている。

しかし、明治維新のように、日本は時代に適応することで国家として発展してきた歴史を持っている。日本の歴史を鳥瞰すれば、現在の攘夷論はいつか収まり、時間の経過とともに、必然的に、グローバルなルールに適応する社会になるものと思われる。そうなれば、企業内における法務部、コンプライアンス部門は、企業戦略の要となり、現在と比較にならないほど重要な位置付けを与えられることになるだろう。その時代の流れを先取りした企業が10年後に優位な地位を占めていることは容易に予見できる。

このような時代の流れの中で、取締役の責任の今昔を明らかにすることは意味があることである。過去から現状への10年間の取締役の責任の流れについて、結論的な言い方をすれば、「取締役無責任時代から取締役の厳しい責任時代へ」の流れがある。このことを、私は最近、「法律の活火山化」と呼ぶことにしている。最近の判例の動きを見ると、法律の活火山化は本格化しているとまではいえないが、ただ、その兆候が目立ってきていると捉えることができる。

ここでは、このような観点から、時代の流れを鳥瞰できるように、取締役の責任についての判例を羅列する方法はとらない。まず、取締役の責任に関する10年前と最近における、それぞれの出来事と判決・和解等の概観を述べる。次に、時代の流れを象徴すると思われるいくつかの事件の判例を取り上げることにする。

1 取締役の責任に関連するこの10年と 最近の出来事

(1) 取締役の責任に関連する10年前の出来事 と判決・和解

まず、時代を概観するために、少し幅をみて平成9～11年ごろの出来事を振り返ると以下のような出来事がある。

- ・ 山一証券が自主廃業、旧北海道拓殖銀行、旧日本長期信用銀行、日本債権信用銀行が相次いで破綻した。
- ・ ヤクルトのデリバティブによる巨額損失事件が発覚、デリバティブを行っていた副社長が逮捕された。
- ・ このころから始められたカネボウの粉飾決算。
- ・ JOCにおいて東海村の臨海事故が発生、大量の中性子線を浴びた従業員に死傷者がでた。

次に、取締役の責任に関する判決・和解の例として、以下の2つがあげられる。

- ・ 総会屋に対する利益供与に関する株主代表訴訟で、和解での解決が図られたことが象徴的である。野村証券事件や味の素事件での和解がその典型である。
- ・ 平成12年に入ってからであるが、大和銀行事件の大阪地裁事件判決があり、取締役に對し総額800億円超の損害賠償責任を認め、社会に衝撃を与えた。

法的な建前からいえば、本来、取締役に對する債務不履行責任を追及すべきなのは、取締役の違法行為によって損害をこうむった会社（監査役）である。

ところが、そのころは、会社に損害を与えたことが明らかな取締役がいたとしても、会社（監査役）が取締役を提訴することは企業法務においては非常識と考えられていた。そのため、法的には、副次的な存在である株主代表訴訟が主流であった。

しかも、株主代表訴訟では、被告取締役側に刑罰法規違反があれば勝訴できたが、そうでない場合には、原告株主が勝訴するのは容易ではなかった。

そればかりではなく、当時の株主代表訴訟の大きなテーマとなったのは、担保提供の問題である。つまり、株主が代表訴訟を維持すること自体が問題となったのである。それは、株主代表訴訟の提訴者である株主の質に問題があったからである。

同時に、株主代表訴訟の濫用を心配するあまり、まっとうな株主に対しても、株主代表訴訟の維持のバーを高いものにし、その結果、株主代表訴訟が法的な意味でも取締役の緊張感を欠くことにつながったのは否定しがたい事実である。そのことが、最近の不祥事の頻発につながっているとみることができる。

(2) 取締役の責任に関連する最近の不祥事等

最近は、不祥事のオンパレードである。一部の企業では、取締役に法的な緊張感がないために、モラルハザードが起きていると評価される状態になっている。「経営者が法律に

無知]であることは経営上重大なリスクであると経営者は自覚すべきである。

その上で、このリスクにどう対応すべきかが経営上の最上位の課題だというのが内部統制の基本発想だからである。一部とはいえ、そうした認識のない経営者がいることが、最近の上場企業の経営者関与型の不祥事の源泉となっている。

最近の、不二家、石屋製菓、赤福、船場吉兆、パロマ等の例を取り上げるまでもなく、ここ数カ月に発覚した不祥事を取りあげただけでも、次のとおりである。事例を数カ月に限定すると、変化する時代のスピードの速さを理解できる。

建材偽装問題

ニチアス、栗本鉄工所、東洋ゴム等。

再生品偽装問題

王子製紙、日本製紙等のほとんどの製紙会社で起きた。

粉飾決算

IHI、三洋電機で問題となり、IHIは内部管理体制の問題がある企業を区分する東証の「特設注意市場」銘柄となった。

価格カルテル

欧州で問題化し、ソニー、日本板硝子等が制裁金を課された。

インサイダー

NHKではインサイダー疑惑にゆれ、職員3人が懲戒免職され、野村証券の社員らによるインサイダー疑惑も発覚した。

反社会的勢力との取引

東証二部のスルガコーポレーションで、反社会的勢力との関係が表面化した。

経営者の経営責任

新銀行東京で、ずさんな経営に関し、経営者の責任問題が起きている。

(3) 取締役の責任に関する最近の報道

ここでも、時代の変化のスピードの速さを理解するために、最近の数カ月における取締役の法的責任に関する報道を見てみよう。

- ・ パロマ工業製のガス湯沸かし器を使って一酸化炭素中毒で死傷した事件で、同社の前社長と前取締役が業務上過失致死傷罪で在宅起訴された。
- ・ 欠陥クラッチ部品による死亡事故で、三菱自動車の元社長らが業務上過失致死罪で有罪判決を受けた。
- ・ ずさんな融資で旧北海道拓殖銀行に損害を与えたとして、整理回収機構が元頭取らに対し損害賠償請求をしていた事件で、最高裁は、総額約101億円の損害賠償責任を認めた。
- ・ ダスキン事件で最高裁は、問題の肉まんの販売について公表しない方針を決めたのは消極的な隠ぺいに当たるとして、ダスキンの元取締役らに対して、5億5,800万円の損害賠償責任があることを認めた大阪高裁判決を支持した。
- ・ 直接的には取締役の責任問題ではないが、「ナナボシ」の監査を担当した監査法人に、監査で粉飾を見抜けなかったとして、大阪地裁で、損害賠償責任を認める判決が下された。

(4) 10年間の変化の全体像の概観

以上のように、10年前と現状とでは、不祥事等や裁判所の判決等に大きな違いがある。その全体像を概観すると、次のようになる。

10年前は、刑事事件を契機に不祥事が問題化し、取締役の責任問題につながったが、その法的責任の追及は、株主代表訴訟が中心であった。刑事事件化することもあるが、有罪判決でも執行猶予がつくものばかりであった。

また、株主代表訴訟では、被告役員側が敗訴するのは具体的法令違反以外の類型では稀であった。そのため、この時代では、コンプライアンスは「法令遵守」を意味した。

ところが、現状では、刑事事件とならないものも内部告発を端緒として発覚することが多くなったため、10年前に比べて、発覚する不祥事の数が増加する傾向にある。そのため、最近のコンプライアンスは「法令等遵守」を意味し、社会からの期待を含むものとして概念が拡大している。

また、取締役の責任の追及も、株主代表訴訟に代わって、損害を受けた会社（監査役）が主流になる傾向が見える。最近の例だと、日興コーディアルグループが子会社に関する不正会計問題で生じた損害の賠償請求を会社主体で行っている。内部統制の法律規律が厳しくなる今後は、取締役に債務不履行責任がある場合には、株主代表訴訟を待つまでもなく、会社が取締役に対し損害賠償請求をすることになることは明らかである。

さらに、市場経済の中で企業の存在感が大きくなっている。そのため、検察庁は、経済犯罪の摘発を本格的に行う傾向になっている。従来なら立件しない経済犯罪を立件する傾向が見られる。また、裁判官にも経済犯罪の重要性が認識され始めたのか、旧北海道拓殖銀行事件、ライブドア事件、村上ファンド

事件等の経済犯罪で実刑判決が目立つようになってきた。

以上のように、取締役の責任は厳しい方向に向かいつつあるが、新聞報道で「身ぐるみをはがされるような」と紹介されるような責任の追及をされる事例も現れた（平成19年10月の朝日新聞）。

すなわち、経営破綻した足利銀行に粉飾決算等で損害を与えたとして、同銀行が旧経営陣に対して損害賠償請求していた事件で、平成19年9月に訴訟上の和解が成立した。その和解内容が、当面の生活費100万円を除き、現預金、有価証券、不動産等所有する全資産を処分し、損害賠償金にあてなければならない、というものだった。

会社（監査役）による取締役の責任の追及が主流となり、本格化すれば、訴訟上の和解の限界の問題が企業法務の現実の問題となろう。さらに、会社による提訴が現実化すると、訴訟上の和解だけではなく、株主代表訴訟における場合と異なる様々な課題に企業法務が直面することになるだろう。



2

**10年間の変化を理解するための
典型的な判決**

ここ10年間の推移を見れば、取締役の責任は厳しくなりつつあることが理解できるが、その理解を進めるために、いくつかの判決を取り上げ、取締役の責任の厳しさの方向性を明らかにしたい。

(1) 蛇の目ミシン工業事件**① 事件の概要**

蛇の目ミシン工業事件は、同社の取締役らが、暴力団を背景にした脅しを受けるという被害者の立場に立ちつつ、他方で、その脅しに屈することで同社に巨額の損害を与えたという加害者の立場に立つ面がある特殊な事件である。

すなわち、昭和61年ごろから、同社の株式を買い占め、その結果、同社の取締役となったKから、脅された同社の他の取締役らがその脅しに屈して、Kが買い占めた株式の買取りや買占めのために借入れをした多額の借金の肩代わりないし担保提供をした。

その帰結として、同社には巨額の損害が発生した。そこで、株主から、同社が巨額の損害を被ったのは同社の取締役らの債務不履行によるものだと、その法的責任を追及する提訴がなされた事件である。

本稿では、1つの論点だけ取り上げる。忠実義務・善管注意義務違反があったかどうか、である。

② 東京高裁と最高裁での判決の流れ

i) 東京高裁判決（平成15年3月27日資料版商事法務No.234・155頁）

東京高裁は、取締役らには債務不履行責任がないとして、取締役らを救済した。その救済の本音は、脅しを受けた取締役らの被害者の立場に同情したところにあると思われる。

この点についての判決文を引用する。

「いかに脅迫されているとはいえ、蛇の目ミシンにとって、外部に対し全く理由の立たず、かつ返済の当てのない・・・利益供与することは、本来会社としてはできないことであって、これを認めた他の取締役にしても、本来的には責任を免れないところである。

その意味では、被控訴人ら（取締役ら）には・・・外形的には忠実義務違反、善管注意義務違反があったということができ。」

このまま法的責任を認めるのなら論理はスッキリしたのであるが、そうではなかった。次の文章で、論理を逆転する。

「本件における前認定のごときKの狡猾かつ暴力的脅迫行為を前提とした場合、当時の一般的経営者として、被控訴人ら（取締役ら）が上記のように判断したとしても、それはまことにやむを得ないことであつたとみざるを得ない。

以上の点を考慮すると、・・・取締役としての職務遂行上の過失があつたとは認められない。」

こう述べて、高裁判決は、外形的には義務違反があるのに、過失はないとして取締役の責任を否定した。

法律論の筋からすれば法的責任を認めるべきであるが、同情論からは責任を否定したい、ということからの論理の組み立てなのであろう。その意味で、高裁判決の論理は一貫性がなく、説得力に乏しい。

ii) 最高裁判決（平成18年4月10日資料版商事法務No.266・270頁）

最高裁は、東京高裁判決と反対の立場に立ち、取締役らの法的責任を肯定した。この結

論は、取締役の責任を厳格に捉える立場を鮮明にしており、結論に至る論理もスッキリして説得力がある。まず、最高裁判決は、上場企業の取締役に反社会的勢力の不当な要求への対応義務を認めている。その点に関する判決を引用する。

「証券取引所に上場され、自由に取引されている株式について、暴力団関係者等会社にとって好ましくないと判断される者がこれを取得して株主となることを阻止することはできないのであるから、会社経営者としては、そのような株主から、株主の地位を濫用した不当な要求がされた場合には、法令に従った適切な対応をすべき義務を有するものというべきである。」

上場企業である以上は、反社会的勢力が株主となり、不当な要求をしてくることは予想の範囲内ということである。同時に、そのような不当な要求があつても、やすやすと屈することなく、法令に従った適切な対応をすべきだということである。

つまり、反社会的勢力の不当な要求には、当然、「狡猾かつ暴力的脅迫行為」があることは想定されるのであるから、それだけで威圧されて言いなりになるのは、上場企業の取締役としての義務に違反するということである。ここでは、「狡猾かつ暴力的脅迫行為」によって、取締役が被害者の立場として同情される存在になることを否定している。

東京高裁判決と最高裁判決の間は、わずか、3年間しかないのである。この3年間で、西武鉄道事件、カネボウ事件等上場企業の経営者による不祥事が頻繁に表面化し、その結果、上場企業の経営者に対する社会意識が大きく変わり、それを最高裁の裁判官が受け止めたものと考えられる。そのことが、最高裁の次の判決文で明らかにされている。

「前記事実関係によれば、本件においては、被上告人ら（取締役ら）は、K（判決では、Aとなっている）の言動に対して、警察に届け出るなどの適切な対応をすることが期待できないような状況にあったということから、・・・被上告人ら（取締役ら）の行為について、やむを得なかったものとして過失を否定することは、できないというべきである。」

「前記事実関係によれば」というのは、Kによる「狡猾かつ暴力的脅迫行為」があつたことを指している。そうであっても、と最高裁は言うのである。Kの脅迫に対して、「警察に届ける」などで十分対応できたはずだと言うのである。そうであれば、過失はあるという結論になる。この最高裁の論理は分かりやすく、説得力がある。

スルガコーポレーションの例を持ち出すまでもなく、反社会的勢力が上場企業に入り込もうとしている状況を認識し、それに十分対応することが上場企業として強く社会から期待されている。それであれば、「狡猾かつ暴力的脅迫行為」に屈しないことが取締役の義務となることは自然なことである。

東京高裁のように、脅迫に容易に屈する取締役を被害者として法的保護を与えるとどうなるかは明らかである。取締役が被害者の立場に立つことで法的責任を負わないようにすれば、容易に大企業から全員を喝取できるから、反社会的勢力に、より強い脅迫行為をすることを奨励することになる。それによって優良企業が崩壊しても仕方がないと、裁判所はいつているようなものである。

そうなれば、企業社会では、法ではなく、暴力が支配的な道具となりかねない。「法の支配」の実現を目的とする司法改革が現在進行中であるが、その中核である最高裁は、法を超えた暴力の支配を排斥する立場をこの事



件で明らかにしたものと理解できる。

それは同時に、この最高裁判決の背景となっている時代状況を考えると、本件の特殊事情を超えて、一般的な意味においても、取締役の法的責任の重さ、厳しさについての明確なメッセージを社会に向けて発信したものと理解すべきである。判例の射程距離という法律論にとらわれたら、新しい時代の生きた法律の傾向を理解することはできず、企業法務として時代に適応できないことになるであろう。

新しい時代への適応を考えるには、法律論とともにその背後にある社会通念を押さえる必要がある。社会通念の変化が法律の解釈論、場合によっては事実認定を変える源泉だからである。

(2) 旧北海道拓殖銀行事件

① 事件の概要

本件は、カプトデコム・栄木不動産・ミヤシタ・エスコリースの4つの融資ルートによって構成される事件である。このうち、札幌高裁判決と最高裁判決とで取締役の義務違反

の点で結論が分かれたのが栄木不動産（以下、Sという）に関する追加融資分である。そこで、このルートを取り上げて説明することにする。

本件事案は、次のとおりである。旧北海道拓殖銀行（以下、旧拓銀という）は、過振りによって、Sに対し約48億円の無担保債権を有していたが、その保全のため、Sから不動産の担保提供を受けようとした。

これに対し、Sから担保提供の条件として20億円の追加融資を要求された。ところが、Sは過振りで得た資金を株の仕手戦等で費消しているため、返済の見通しも立ちにくく、しかも、資金繰り状況も悪く不渡りを出す危険性もあった。そのような状況の中で、旧拓銀の経営陣は、正確性に欠ける担保評価を元に追加融資を決定した。その結果、追加融資分のうち、約12億円が回収困難になった。

そこで、旧拓銀の経営陣によるSに対しての追加融資の決定は取締役の忠実義務・善管注意義務に反するものであるとして、旧拓銀の資産譲渡を受けた整理回収機構が提訴したのが本件である。

② 原審判決と最高裁判決

i) 札幌高裁判決（平成17年3月25日裁判所HP裁判例情報）

一番の札幌地裁は、追加融資の決定は取締役の忠実義務・善管注意義務に違反するとして、請求を認容した。

ところが、二審の札幌高裁は、義務違反なしとして、請求を棄却した。短期間のうちに全国に散在する多数の不動産の担保評価をする場合には、不動産鑑定に正確性に欠けることがあっても、担保評価がずさんであったとはいえない。その鑑定結果に基づいて追加融資を上回る担保余力があると判断したことは忠実義務・善管注意義務に違反しないというのである。

ii) 最高裁判決（平成20年1月28日裁判所HP裁判例情報）

最高裁は、追加融資についての経営判断について、著しく不合理であるとして、経営判断の原則を逸脱した違法な判断だとした。

まず、最高裁は、資金繰り状況等からして、融資先であるSを健全な貸付先ではないと断定し、Sに対する追加融資は新たな貸出しリスクを生じさせることから、原則として受け入れてはならない、と判断をしている。例外的に追加融資に合理性があるとするれば、追加融資の担保となる不動産に、追加融資が確実に回収できる担保余力がある場合であるとした。そのため、担保となる不動産に確実な担保余力があるかどうかについて、客観的な判断資料に基づく慎重な検討が必要であったとする。

ところが、経営陣の経営判断の基礎資料となった不動産鑑定士の鑑定はおよそ実態とかけ離れたものであり、S自身の評価も根拠ないし裏付けとなる事実が示された形跡がないものであった。そうだとすれば、追加融資の判断は、短期間のうちに決定しなければならない事情があるとしても、著しく不合理である。このように判断したのである。

以上のように、最高裁は、追加融資の回収リスクを重視し、本件の追加融資をずさんであると判断したのである。そのため、取締役の裁量権を広く認める経営判断の原則の適用を否定した。従来であれば、緊急に判断しなければならない取締役の立場に理解を示す高裁判決が常識的判断だったと思われる。

それに反し、最高裁は、取締役の裁量権の広さを認めるとしても、それには限界があることを明確に示したといえよう。つまり、従来のように、取締役の経営判断の違法性の問題に裁判所は介入しないという立場を捨てて、取締役も法律に拘束され、なんでも好き勝手ができるわけではなく、その職責を十分

果たさなかった場合には、法律が活火山化して取締役の責任を厳しく問うことがあることを示したのである。

③ 時代の変化—同情から非難へ

蛇の目ミシン工業事件と旧北海道拓殖銀行事件を比較すると取締役の責任が厳格になったことが分かる。それを刑事責任の面から考察してみる。蛇の目ミシン工業事件では、K以外の取締役は誰も立件されていない。取締役を脅したKが立件されただけである。それに反し、旧北海道拓殖銀行事件では、元頭取らが特別背任罪で立件され、札幌高裁で実刑判決を受けている。

蛇の目ミシン工業事件では、確かに、取締役は脅迫の被害者的な面はあるから同情された。しかし、取締役の身の安全は警察へ届ける等のことで図れたのであるから、主として取締役の身の安全を図るために、その職務に反する経営判断をし、その結果、会社に巨額の損害を与えたのであれば、特別背任罪として立件するのが自然である。そうしなければ、反社会的勢力による企業への恐喝行為に屈することを社会常識として認めることになるからである。

最終的には、経済犯罪の防止を重視する傾向にある検察庁の方針次第であるが、蛇の目ミシン事件の最高裁判決の判旨は、特別背任罪の立件を促していると見ることができる。同判決では、Kからの株式の買取を権利行使に関しての利益供与と認めることから取締役の犯罪性を認めているのである。

蛇の目ミシン工業事件では刑事立件がなされなかったが、今後、同じようなことが起きれば、取締役は刑事立件されることを覚悟する必要があると思われる。その際には、反社会的勢力に脅されて可哀そうだと同情されることはない。むしろ、その脅しに屈したことへの非難がなされることになろう。時代は変

わったのである。刑罰法規も活火山化する時代になったのである。

(3) ダスキン事件

① 事件の概要

ここで取り上げるのは、ダスキン事件の一部である。すなわち、ダスキンがミスタードーナツの商号で販売していた肉まんに関して、食品衛生法で禁止されている未認可添加物が混入して製造・販売され、しかも、販売された不良品の回収が不可能になった後、それを知った取締役・監査役がその事実を公表しなかった。この事実を公表しなかったことが取締役等の責任となるかが問題となった事案である。

② 原審を支持した最高裁

大阪高裁（平成18年6月9日資料版商事法務No.268・74頁）は、リスク管理の視点から次のように判断した。当該事実を知りながら公表しなかったことは「消極的な隠ぺい」をしたと見られて、企業の社会的信用を毀損し、企業の存亡の危機をもたらす危険があるとして、次のような結論に至る。

「取締役会で明示的に議論することもなく、『自ら積極的に公表しない』などというあいまいで、成り行き任せの方針を、手続き的にもあいまいなままに黙示的に事実上承認したのである。それは、到底、『経営判断』というに値しないものというしかない。」

この大阪高裁判決は、最高裁（平成20年2月12日）で支持された。

③ 時代の変化

蛇の目ミシン工業事件および旧北海道拓殖射銀行事件の最高裁判決は、従来の法律基準を素直に、ただ、厳しく当てはめたものと評価することができる。なぜなら、従来の法律

基準からでも最高裁判決は予測できるものだからである。その意味では、最高裁判決は、従来の法律基準の当てはめが緩かったところを社会通念の変化と背景として厳格に適用したものであり、その意味での法律の活火山化の例であると理解できる。

ところが、ダスキン事件の判決は、従来の発想であれば、取締役の責任を認めない可能性があるにもかかわらず、その責任を認めたことに意義がある。これは、食品の安全性に敏感であり、かつ、隠ぺいを強く非難する社会通念によって、従来よりも法律の解釈基準を高いところに設定した判決である。

そのため、従来の法律基準を知っている企業法務からすれば、予想外の判断ということになる。革命期において社会通念が大きく変化する現状を考えると、ダスキン事件のように社会通念の変化を基礎として、法律解釈によって、従来の法律基準よりも高い法律基準を設定される場合が考えられる。企業法務はこの点を想定し、法律ストレスは危険であることを胆に命じる必要がある。

* * *

鳥飼重和（とりかい しげかず）
中央大学法学部卒業。税理士事務所勤務後、司法試験に合格。専門分野：経営法務を中心とした会社法。税務訴訟を中心とした税法。主著：『平成20年株主総会徹底対策』（共著、商事法務）、『豊潤なる企業 内部統制の真実』（清文社）